特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下松市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下松市長

公表日

令和6年8月27日

関連情報 T

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険に関する事務					
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、保険給付に関する業務を行っている。 下松市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務					
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合(国保集約)システム					
2. 特定個人情報ファイル名						
国民健康保険資格管理情報ファイル、国民健康保険給付管理情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の30の項					

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢>						
	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二						
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」 「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、97、106の項)						
	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43、44の項)						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	生活環境部 保険年金課						
②所属長の役職名	保険年金課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 生活環境部 保険年金課 国民健康保険係 電話 0833-45-1823 メール hoken@city.kudamatsu.lg.jp						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 生活環境部 保険年金課 国民健康保険係 電話 0833-45-1823 メール hoken@city.kudamatsu.lg.jp						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、いつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	16年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	なび重点項目評価書 なび全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[〇]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供を	除く。) [〇]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる					<選択肢>	7			
リスクへの対策は十分か	[]		 特に力を入れてい 十分である 課題が残されてい 				
	「 ステムと	:の接続]	[]接続	2) 十分である				
リスクへの対策は十分か	[<mark>ステムと</mark> [:の接続 十分である]	[]接続	2) 十分である3) 課題が残されていしない(入手)<選択肢>1) 特に力を入れてい2) 十分である3) 課題が残されてい	る]接続しない(提供) る			
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ	_]	[]接続	2) 十分である 3) 課題が残されてい しない(入手) [<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) +分である	る]接続しない(提供) る る			
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク	[十分である]	[]接続	2) 十分である 3) 課題が残されてい しない(入手) [<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい <選択肢> 1) 十分である 3) 課題が残されてい 2) 十分が残されてい 2) 十分が残されてい 2) 計別が残されてい	る]接続しない(提供) る る			
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[]接続	2) 十分である 3) 課題が残されてい しない(入手) [<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい く選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である	る]接続しない(提供) る る る る			
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・対 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十	[[計去	十分である 十分である]	[]接続	2) 十分である 3) 課題が残されてい しない(入手) [<選択肢> 1) 特け分を入れてい 2) 特分が残されてい 2) 課題が残されてい 2) 特け分をみる 3) 課題が残されてい 2) 課題が残されてい く選択肢> 1) サ分をある	る]接続しない(提供) る る る る			
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・対 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[[消去 [十分である 十分である]	[]接続 内部監査	2) 十分である 3) 課題が残されてい しない(入手) [<選択肢> 1) 特け分を入れてい 2) 特分が残されてい 2) 課題が残されてい 2) 特け分をみる 3) 課題が残されてい 2) 課題が残されてい く選択肢> 1) サ分をある	る]接続しない(提供) る る る る			
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・対 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か 8. 監査	[[[[O]	十分である 十分である 十分である]		2) 十分である 3) 課題が残されてい しない(入手) [<選択肢> 1) 特分でを入れてい 2) 特分が残されてい 2) 課題が残されてい 3) 課題が残されてい 3) 課題が残されてい 2) 計分が残されてい 2) 計分が残されてい 2) 計算に力であるされてい 2) 計算に対している。 3) 課題が残されてい 2) 計算に対している。 3) 課題が残されてい 2) 計算に対している。 3) 課題が残されてい 2) 計算に対している。 3) 課題が残されてい 2) 計算に対している。 3) 課題が残されてい	る]接続しない(提供) る る る る			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月7日	対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未满	事後	未更新箇所を把握したことに よる